

青森県報

号外第三十六号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則……………（職員課）…一
- 人事委員会規則六―一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…一
- 人事委員会規則七―〇（給料等の支給）及び人事委員会規則七―一〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………（同）…一
- 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………（同）…二
- 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則……………（同）…二
- 人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…三
- 人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………（同）…三

人事委員会

人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第五十三条第九項後段において準用する同条第五項前段の規定による同条第一項に規定する申請書の記載事項の登録に關すること。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則六―一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則六―一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六―一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用試験（大学卒業程度）の項中「二級」の下に「若しくは二級」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）及び人事委員会規則七―一〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則七〇〇（給料等の支給）及び人事委員会規則七七八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七〇〇（給料等の支給）及び人事委員会規則七七八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次に掲げる規則の規定中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

一 人事委員会規則七〇〇（給料等の支給）第十条第二項及び第十三条

二 人事委員会規則七七八〇（期末手当及び勤勉手当）第十二条第二項第八号

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則七一九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会の定める者にあつては、当該職務の級の一級上位の職務の級に決定することができる。

第十五条第一項中「有する者」の下に「（第十一条第二項ただし書の規定により職務の級を決定する者を除く。）」を加え、「とする。」を「とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間

のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

3 新たに職員となつた者のうち、第十一条第二項ただし書の規定により職務の級を決定する者の号給は、人事委員会の定める号給とすることができる。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則七一九（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 「本庁理事 交通政策推進監」 を 「本庁理事 水産局長」 に、 「本庁部

農商工連携推進監

交通政策推進監

保健医療対策監

農商工連携推進監

「東青

地域県民局地域整備部青森港管理所 地域県民局地域整備部八戸港管理所 を 「東青地域県民局地域整備部青森港管理所

長」に、 「子ども自立センターみらい所長」 を 「子ども自立センターみらい所長」 に、 「障害者相談センター所長

「IT専門監」 を 「IT専門監」 に、 「地域県民局地域農林水産部水産事務所長」

を 「地域県民局地域農林水産部水産事務所長（職務の級行政職給料表六級のものに限る。）」に、 「東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所長」 を 「東青地域県民局地

域整備部駒込ダム建設所長」 に、 「むつ高等技術専門校長」 を 「障害者相談センター むつ高等技術専門校

病害虫防除所長

所長
に、「世界文化遺産登録推進室長代理」を「本庁室長代理」に、「七里長浜港

利用促進監」を「七里長浜港利用促進監 国際誘客推進監」に、「環境保健センター次長」を「環境保

健センター次長」に、「東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長
病害虫防除所長

を「東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長」に改め、同表労働

委員会の事務局の項中「事務局次長」を「事務局長」に改め、同表海区漁業調整委

員会の事務局の項中「九類」を「七類」に改め、同表教育委員会の事務局の項中

「少年自然の家所長」を「少年自然の家所長 三内丸山遺跡センター所長」に、

「学校教育課特別支援教育推進室長」を「学校教育課特別支援教育推進室長」に、「郷土館課長」

を「郷土館課長 三内丸山遺跡センター副所長」に改める。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則を

ここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規

則
人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正

別表第一号中「交通政策推進監、農商工連携推進監」を「水産局長」に改める。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三二八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一三二八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する

規則
第一条中「第八条の四」を「第八条の五」に改める。

第六条の十四第一項、第二項及び第四項中「第八条の四第一項」を「第八条の五第

一項」に改め、同条第六項中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に、「か

んがみ」を「鑑み」に改め、同条を第六条の十五とする。

第六条の十三中「第六条の二」を「第六条の三」に改め、同条を第六条の十四とす

る。
第六条の十二を第六条の十三とする。

第六条の十一中「第六条の三、第六条の四」を「第六条の四、第六条の五」に、

「第六条の六、第六条の七」を「第六条の七、第六条の八」に、「第六条の九及び」

を「第六条の十及び」に、「第六条の四第一項第一号、第六条の七第一項第一号」を

「第六条の五第一項第一号、第六条の八第一項第一号」に、「第六条の四第一項第二

号、第六条の七第一項第二号」を「第六条の五第一項第二号、第六条の八第一項第二

号」に、「第六条の九第二項」を「第六条の十第二項」に、「第八条の三第二項又は

第三項」を「第八条の四第二項又は第三項」に、「第八条の三第三項」を「第八条の

四第三項」に改め、同条を第六条の十二とする。

第六条の十第一項中「第八条の三第二項又は第三項」を「第八条の四第二項又は第

三項」に改め、同条第二項中「第八条の三第二項又は第三項」を「第八条の四第二項

又は第三項」に改め、同項第二号中「第八条の三第二項」を「第八条の四第二項」に

改め、同条第四項中「第六条の三第三項」を「第六条の四第三項」に改め、同条を第六条の十一とする。

第六条の九第一項中「第八条の三第二項」を「第八条の四第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第八条の三第二項又は第三項」を「第八条の四第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「第六条の三第三項」を「第六条の四第三項」に、「第八条の三第二項又は第三項」を「第八条の四第二項又は第三項」に改め、同条を第六条の十とする。

第六条の八第一項中「第八条の三第二項」を「第八条の四第二項」に改め、同条第二項中「第八条の三第二項及び第三項」を「第八条の四第二項及び第三項」に改め、同条を第六条の九とする。

第六条の七第一項及び第二項中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第四項中「第六条の三第三項」を「第六条の四第三項」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の六第一項及び第二項中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第三項中「第六条の三第三項」を「第六条の四第三項」に、「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条を第六条の七とする。

第六条の五中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の四中「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の三中「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の二第一項中「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項第二号」に、「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項」に、「第六条の五第二項、第六条の八第二項」を「第六条の六第二項、第六条の九第二項」に改め、同条第二項中「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務の制限)

第六条の二 勤務時間条例第八条の二第二項の人事委員会規則で定める時間の範囲は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲

ア イに掲げる職員以外の職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

- (1) 一月 四十五時間
- (2) 一年 三百六十時間

イ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

- (1) 一年 七百二十時間
- (2) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間 人事委員会が定める時間

二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間の範囲

ア 一月 百時間未満の範囲(ただし、一年のうち一月において四十五時間を超えて時間外勤務(勤務時間条例第八条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせることができる月数は、六月以内とする。)

イ 一年 七百二十時間を超えない範囲

ウ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間 一月当たりの平均時間について八十時間を超えない範囲

エ 勤務時間条例第八条の二第一項の人事委員会規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

- 一 第六条の九第一項に規定する監視又は断続的勤務
- 二 大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務(以下「特例業務」という。)に従事する勤務(特例業務に従事する職員に対し、前項各号に定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合における当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

三 人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る

範囲を定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る

範囲を定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る

部分に限る。)

3 任命権者は、職員に対し、前項二号又は第三号に掲げる勤務をさせた場合は、当該勤務をさせた日の属する一年の期間の末日の翌日から起算して六月以内に、当該勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第七条中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

第十二条第一項第十五号中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

第二十五条中「第六条の十四第一項及び第三項」を「第六条の十五第一項及び第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の人事委員会規則一三二八(職員の勤務時間、休日及び休暇)(以下「改正後の規則」という。)第六条の二第一項第二号の規定の適用については、同号ウ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間(平成三十一年四月以後の期間に限る。)」とする。

3 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の人事委員会規則一三二八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十二条第一項第十五号の休暇については、改正後の規則第十二条第一項第十五号の休暇として使用されたものとみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭